

湖北地域消防本部個人防火装備一式のリースプロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「湖北地域消防本部個人防火装備一式のリース」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 湖北地域消防本部個人防火装備一式のリース
- (2) 業務内容 湖北地域消防本部個人防火装備一式のリース仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) リース期間 令和7年12月1日から令和13年11月30日まで
- (4) 契約方式 提案者：納入者、貸主：リース業者、借主：消防本部の3者契約とする。

3. 見積上限額

見積額の上限は、47,718,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。
内訳：72ヶ月 リース月額662,750円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

- | | |
|------------------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年4月28日（月） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年5月13日（火） |
| (3) 質問に対する回答（湖北地域消防本部ホームページ） | 令和7年5月14日（水） |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和7年5月19日（月） |
| (5) 参加資格審査結果の通知 | 令和7年5月20日（火） |
| (6) 提案書の提出期限 | 令和7年5月23日（金） |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和7年5月27日（火） |
| (8) フィールドテスト | 令和7年5月28日（水） |

6. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 令和7年度の湖北地域消防組合競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること（提案者、貸主ともに）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない

者であること。

(3) 湖北地域消防組合から入札参加停止措置を現に受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質問書（様式第 7 号）により、ファクシミリ、電子メール又は郵送にて提出すること。

※ ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課において着信したことを確認すること。

※ 郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限 令和 7 年 5 月 13 日（火）

(3) 提出先 湖北地域消防本部総務課（下記 15. 問い合わせ先のとおり）

(4) 回答方法 令和 7 年 5 月 14 日（水）

湖北地域消防本部ホームページに質問の回答書（様式第 8 号）を掲載する。なお、質問者の名称等は公表しない。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び湖北地域消防組合契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を 1 部提出すること。

参加申込書（様式第 1 号）

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 3 時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

湖北地域消防本部 総務課（下記 15. 問い合わせ先のとおり）

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和 7 年 5 月 20 日（火）に電子メールで送信する。

(6) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、管理者に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。書面の提出は次により行うこと。

- ① 提出期限 令和 7 年 5 月 2 1 日（水）
- ② 提出方法 電子メールにて
- ③ 説明を求めた者に対する回答は、令和 7 年 5 月 2 2 日（木）に電子メールで送信する。

9. 提案書の提出

（1）提出書類

参加資格審査結果通知書（様式第 2 号）により提案者として認められたものは、本実施要領、仕様書及び湖北地域消防組合契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ① 参加資格審査結果通知書（様式第 2 号）の写し 1 部
- ② 提案書（様式第 3 号） 正本 1 部 副本 10 部

（2）提出期限

令和 7 年 5 月 2 3 日（金）午後 3 時まで（必着）

（3）提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

（4）提出先

湖北地域消防本部 総務課（下記 15. 問い合わせ先のとおり）

10. 審査方法及び審査基準等

（1）選定方法

契約候補者の選定にあたり、湖北地域消防本部個人防火装備一式のリースプロポーザル選定委員会を設置し、本要領及び仕様書等に基づき提出された提案書のプレゼンテーション審査と防火服のフィールドテストを行う。審査は、別紙「湖北地域消防本部防火装備一式のリースプロポーザル方式における審査項目」に基づき評価を行い、選定委員会において最も高得点であった提案者 1 者を本業務の契約候補者として選定する。なお、評価には最低基準点を設定し、基準点を満たしていることを選定の条件とする。

（2）プレゼンテーション審査

選定委員会の審査においては、次のとおり提案者がプレゼンテーションを行い、提案内容を総合的に審査する。なお、プレゼンテーションは次のとおり実施する。

- ① プレゼンテーション審査は、令和 7 年 5 月 2 7 日（火）に実施し、時間や場所等の詳細については、別途連絡する。
- ② 提案者 1 者あたりの説明時間は、提案書の説明を 4 0 分、質疑応答を 2 0 分程度とする。
- ③ 複数の提案者がいる場合の説明の順番は受け付けた順とする。
- ④ プレゼンテーションソフトを利用して説明する場合、使用するデータを CD-ROM (DVD-ROM)

に保存し、提案書類と併せて提出すること。パソコン・プロジェクター・スクリーンは湖北地域消防本部が準備する。(パソコンに搭載しているプレゼンテーションソフトは、「Microsoft Office PowerPoint2021」である。) なお、プレゼンテーションソフトの使用は、審査を受ける上での絶対条件ではない。

(3) フィールドテスト

- ① 審査員を複数組に分け、各防火服一式のフィールドテストを順次実施する。
- ② 参加業者はプレゼンテーション実施日に下記に記載の防火服を持参し、当組合に貸与すること。防火服の返却方法は担当者と調整を行う。

なお、フィールドテストでの参加業者の立ち合いは認めない。

(4) 持参品

- ① プレゼンテーション
 - (ア) パソコン (提案者が持参を希望する場合)
 - (イ) 防火服一式 (説明用)
- ② フィールドテスト
 - (ア) 防火服上下2着以上 (サイズ:L)
 - (イ) 防火帽2個以上 (しころ含む)

11. 審査結果

- (1) 通知方法 審査を受けたすべての提案者にプロポーザル審査結果通知書 (様式第5号) にて

通知する。

- (2) 通知時期 令和7年6月2日 (月) (予定)

- (3) 結果の公表 審査結果についてホームページで公表する。

- (4) 契約の締結 契約者決定後、契約者のみに決定通知 (様式第6号) を行い、随意契約に係る仕様書の協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。決定された契約者へ契約に係る見積書の提出を要請する。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 当本部が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提案書の提出は1者につき1案とする。

13. 情報公開及び提供

湖北地域消防本部は、提案者から提出された提案書について、湖北地域消防組合情報公開条例 (平

成 18 年 4 月 21 日条例第 37 号) の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本公募型プロポーザルの契約候補者決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

14. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を湖北地域消防組合に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第 4 号）を総務課（下記 15. 問い合わせ先のとおり）あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積書の金額が見積上限額を超過したとき
- ⑦ 提案審査において最低基準点を評価点が下回ったとき

(5) 著作権等の権利

提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した提案書等の書類については、湖北地域消防本部が必要と認める場合には、湖北地域消防本部は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15. 問い合わせ先

湖北地域消防本部 総務課

〒526-0033 滋賀県長浜市平方町 1135 番地

電話番号 0749-62-4194

F A X 番号 0749-65-4450

E - m a i l soumu@shiga-kohokuarea119.jp